

第 18 号 議 案

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 20 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年長崎県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>特定個人番号利用事務 法第19条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p>(6) <u>利用特定個人情報 法第19条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p>

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び知事又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。

2 略

3 知事又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 略

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1～3	略

4～6	略
-----	---

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 知事	長崎県税条例による自動車税環境性能割又は自動車税種別割の減免に関する事務であって規則で定めるもの	略 療育手帳交付要綱（昭和52年長崎県告示第682号）による療育手帳の交付に関する情報であって規則で定めるもの
2	略	
3 知事	生活保護法の規定に準じて外国人に対し	略 災害救助法（昭和22年法律第118号）に

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び知事又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 略

3 知事又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 略

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1～3	略
4 知事	療育手帳交付要綱（昭和52年長崎県告示第682号）による療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの
5～7	略

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 知事	長崎県税条例による自動車税環境性能割又は自動車税種別割の減免に関する事務であって規則で定めるもの	略 療育手帳交付要綱による療育手帳の交付に関する情報であって規則で定めるもの
2	略	
3 知事	生活保護法の規定に準じて外国人に対し	略 法別表第2の26の項の第4欄に掲げる

行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

よる救助若しくは扶助金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する

行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

特定個人情報であって規則で定めるもの

る情報であって規則で定めるもの

母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は

		中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による手当等の支給に関する情報であって規則で定めるもの
4 知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
5 知事	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略
6 及び 7 略		

4 知事	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
5 知事	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略
6 及び 7 略		

8 知事	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務に準ずる事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
	規則で定めるもの	略
9～13 略		

8 知事	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務に準ずる事務であつて規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
	規則で定めるもの	略
9～13 略		

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条本文の規定による施行の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。